

生産緑地地区の指定 について



良好な都市環境の形成を目指して

熊谷市

1 生産緑地地区とは

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の生産活動により生み出される緑地機能に着目し、災害等の防止や良好な生活環境の確保等に役立つ農地を保全するため、生産緑地法に基づき都市計画で定める地区です。

2 指定を受けるための要件

生産緑地地区は、次の(1)から(4)に掲げる要件を満たす一団の農地について、土地所有者の申出とともに、市が都市計画の手続きを経て指定します。

生産緑地地区の指定には、当該農地の所有者及び関係権利者※全員の同意が必要です。(生産緑地法第3条第2項)

※ 所有者及び関係権利者とは

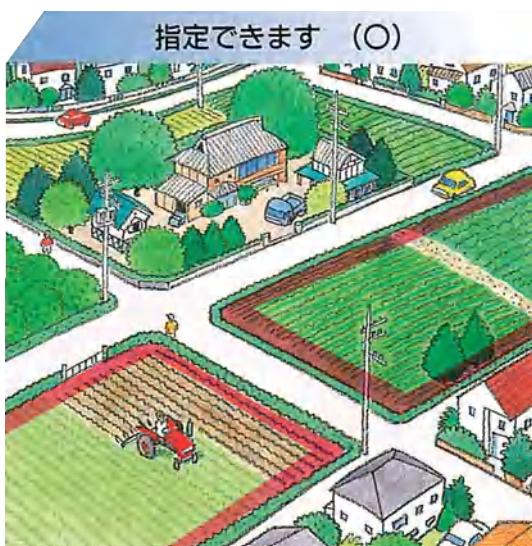
- ① 所有权を有する者
- ② 対抗要件を備えた地上権又は賃借権を有する者
- ③ 登記した永小作権、先取特権、質権、抵当権を有する者
- ④ ①～③に掲げる権利に関する仮登記、差押えの登記の登記名義人
- ⑤ 当該土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人

(1) 現に農業の用に供されていること

適正に肥培管理を行い、農作物を栽培している土地をいいます。
農地転用の届出がされている土地は指定できません。

(2) 災害等の防止や良好な生活環境の確保に相当の効果があること

へいで囲まれていたり、適正に農地として管理されていない土地は指定できません。

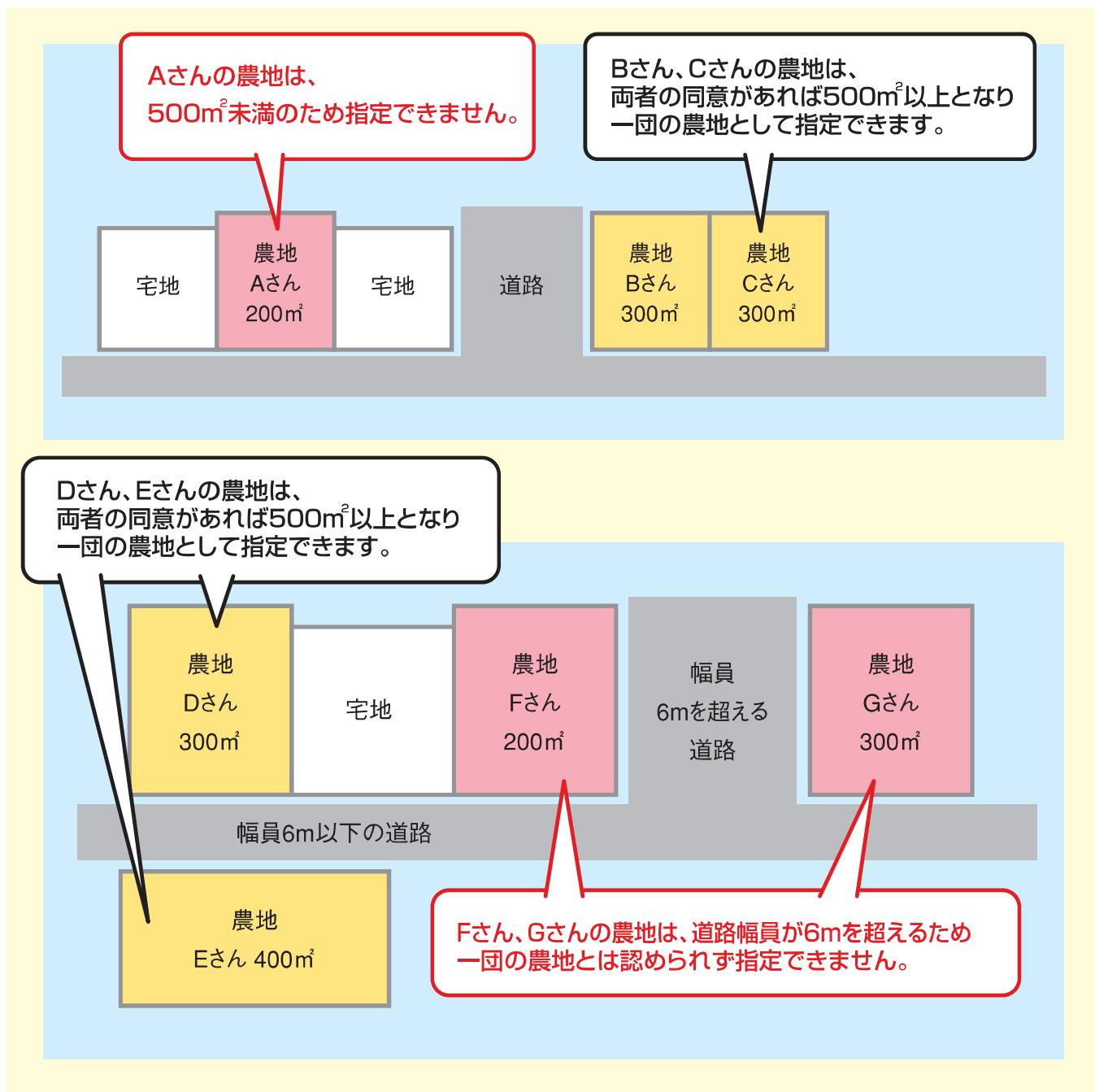


(3) 農業の継続が可能であること

営農の継続に必要な水路等があるなど、農業の継続が可能と認められることが必要です。また、原則として、道路に接していることが必要です。

(4) 一団の農地の面積が500m²以上であること

幅員6m以下の道路や水路が介在していても、一団の農地として認められます。また、隣接する他の所有者の同意があれば、他の所有者の農地と合わせて500m²以上であれば一団の農地と認められます。



3 生産緑地地区に指定されると

- ・指定地区内に市が標識を設置します。この標識を無断で移転や除却等はできません。(生産緑地法第6条)
- ・農地としての適正な管理が義務付けられます。(生産緑地法第7条第1項)
- ・原則として、建物の建築や宅地造成等はできなくなります。(生産緑地法第8条第1項)

ただし、次の(1)から(5)に掲げる施設で農業を営むために必要な施設の設置又は管理のための行為で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認められるものについては、市の許可を受けて行うことができます。

(1) 農作物の生産又は集荷の用に供する施設

例) ビニールハウス等

(2) 農業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

例) 農器具等の収納施設等

(3) 農産物の処理又は貯蔵に必要な共同施設

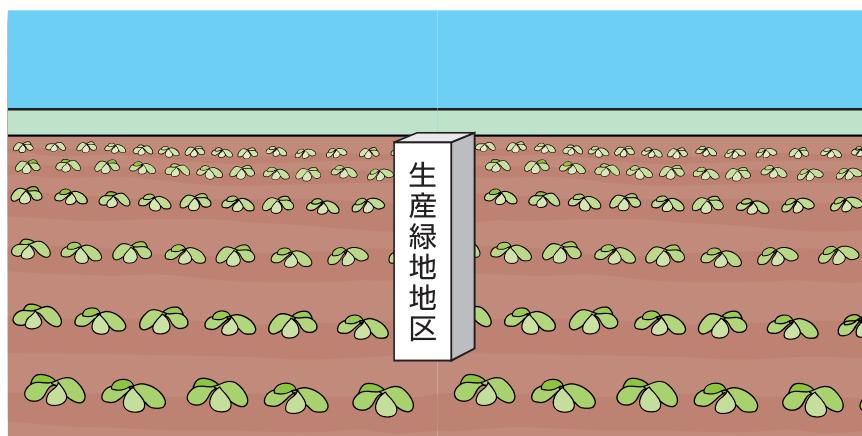
例) ライスセンター等

(4) 農業に従事する者の休憩施設

例) 休憩所等

(5) 市民農園のために必要な一定の施設

例) 管理事務所等



- ・営農活動を継続して行うために、市長に対して、生産緑地を農地として管理するために必要な助言、土地の交換のあっせん等の援助を求めることができます。(生産緑地法第7条第2項)

4 買取り申出について

生産緑地地区に指定された農地について、次のいずれかに該当する事情等により、営農の継続が困難又は不可能となった場合は、市長に対して当該農地の買取りを申し出ることができます。(生産緑地法第10条)

(1) 生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき

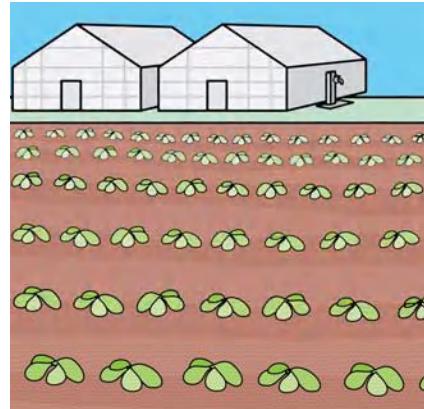
(2) 農業の主たる従事者^{※1}が死亡したり、身体的・精神的障害等^{※2}により、農業に従事することが不可能になったとき

※1 農業の主たる従事者とは、中心となって農業に従事している者のほか、その者と同程度に農業に従事している以下の者を含みます。(生産緑地法施行規則第2条)

- ① 中心となって従事している者が65歳未満の場合は、その者の年間従事日数の8割以上従事する者
- ② 中心となって従事している者が65歳以上の場合は、その者の年間従事日数の7割以上従事する者

※2 身体的・精神的障害等とは

- ① 両眼の失明
- ② 精神の著しい障害
- ③ 神経系統の機能の著しい障害
- ④ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
- ⑤ 腕・脚部の全部若しくは一部の喪失
またはその機能の著しい障害
- ⑥ 両手足の指の全部若しくは一部の喪失
またはその機能の著しい障害等



5 指定の申出について

指定申出受付（平成21～25年度の5年間は毎年受付します。）

指定を希望される方は、各年度の受付期間内であればいつでも申出できます。

平成21年度の申出受付

提出いただくもの

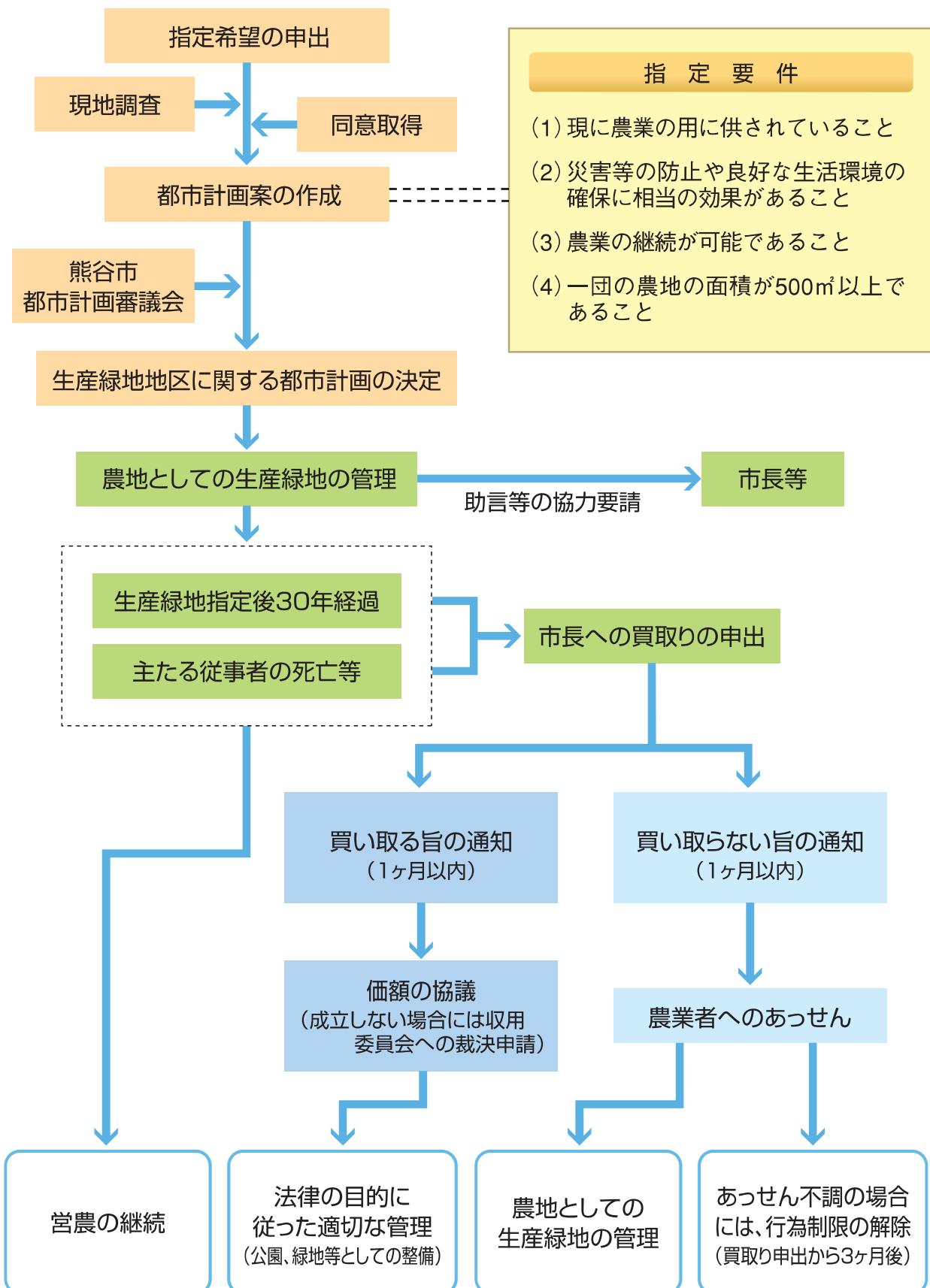
- ①**生産緑地地区指定希望申出書**
- ②**案内図**（土地の位置及び周囲の状況を確認するため）
- ③**公図の写し**（土地の位置及び区域を確認するため）
- ④**土地登記事項証明書（全部事項証明書）**（所有権等の権利関係を確認するため）
- ⑤**実測図**（一筆の土地の一部を申し出る場合、登記面積と現況面積が異なる場合）

上記の書類等を、平成21年4月1日～5月29日までに 都市計画課（大里庁舎2階）に提出してください。指定要件に適合する土地については、農地所有者等から、後日、**同意書**及び**印鑑証明書**(法人にあってはこれに類する印鑑証明書)を提出していただきます。

平成22～25年度の申出受付

平成22年度～25年度までの申出受付期間については、各年度の10月から11月までを予定しています。平成22年度以降の受け付けは、年度ごとに「市報くまがや」でお知らせします。

6 生産緑地地区の全体の仕組み





お問い合わせ

〒360-0195 熊谷市中曾根654-1

熊谷市 都市整備部 都市計画課(大里庁舎2階)

TEL 0493-39-4813

FAX 0493-39-5603

E-mail toshikeikaku@city.kumagaya.lg.jp